

■教育行政のポイント

免許更新制の“審議まとめ”

菱村 幸彦

10月1日号の本紙で、中央教育審議会の教師の在り方特別部会と教員免許更新制小委員会の合同会議において、教員免許更新制の「発展的解消」を提言する「審議まとめ案」が議論されたことを紹介した。先ごろ、その「審議まとめ」が確定したので、もう一度取り上げる。

発展的解消の3つのポイント

さる11月15日、中教審の教師の在り方特別部会と初等中等教育分科会教員養成部会の合同会議において、「『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて」(審議まとめ)がまとまり、末松信介文科相に報告された。

審議まとめは、前回紹介した「審議まとめ案」の一部の字句を修正ただけで、ほぼそのまま確定している。すなわち、教員免許更新制は一定の成果を上げてきたが、新たな教師の学びの姿を実現するためには阻害要因となることも否定できないので、従来の大学等の免許状更新講習などの成果を生かしながら、「発展的に解消する」という結論に変わりはない。

渡邊光一郎部会長は、免許更新制の発展的解消について、次の3つのポイントを指摘している。

- (1) 教師の主体的な姿勢を重視し、個別最適な学びと協働的な学びを、教師の学びにおいても取り入れることが必要であること。
- (2) 教師と管理職が積極的な「対話」を行い、具体的な目標などを共有した上で、体系的・計画的な学びを進めていくことが重要であること。
- (3) 質の高い有意義な学習コンテンツを整備することなどを通じて、令和の日本型学校教育を担う教師にふさわしい「新たな教師の学びの姿」を確立していくことが重要であること。

免許更新制が廃止になることについては、パブリッ

クメントでも多くの賛意が寄せられている。ほとんどすべての教師がこれを歓迎しているとみて間違いないだろう。

しかし、免許更新制が廃止となつても教師の研修の必要性は変わらない。審議まとめは、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて講すべき当面の方策として、①任命権者が教師の研修の受講履歴等を記録・管理すること、②任命権者・服務監督権者・学校管理職等が、教師との対話を通じて、計画的・効果的な研修の受講を奨励すること——等を制度化するよう要請している。

この点に関連して、審議まとめは、期待する水準の研修を受けていると到底認められない教師に対しては、任命権者による研修の受講命令や、職務命令に従わない場合、人事上・指導上の措置を講じることを国の定める指針で明らかにすべきとしている。

法改正前の「受講漏れ」に注意

免許更新制の発展的解消を実現するためには、法律改正が必要である。文科省は、審議まとめによる教員免許更新制の発展的な解消の方向性をふまえ、教育職員免許法改正案を来年の通常国会に上程し、速やかな施行を目指すとしている。

ただし、今年度を含め改正法の施行日前に期限を迎える教員は、引き続き更新講習を受ける必要がある。廃止が予定されているのに、更新講習を受けねばならないことに釈然としない思いをもつ人は少なくないだろう。しかし、法治主義の原則から、免許更新制を定める法令を無視して、行政当局が勝手に制度を停止することはできない。改正法が施行されるまでは、更新講習を受講しない場合、教員免許状は失効する。くれぐれも受講漏れがないように注意したい。

(ひしむら・ゆきひこ=国立教育政策研究所名誉所員)

●仕事の効率が上がる、校長・教頭のための学校経営手帳！(好評発売中)

2022 スクール・マネジメント・ノート

【企画・編集】教育開発研究所 A5変形判／定価 2,640 円(税込)

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <https://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>をご利用ください。

